

令和6年度 石綿対策説明会



旭川労働基準監督署

1

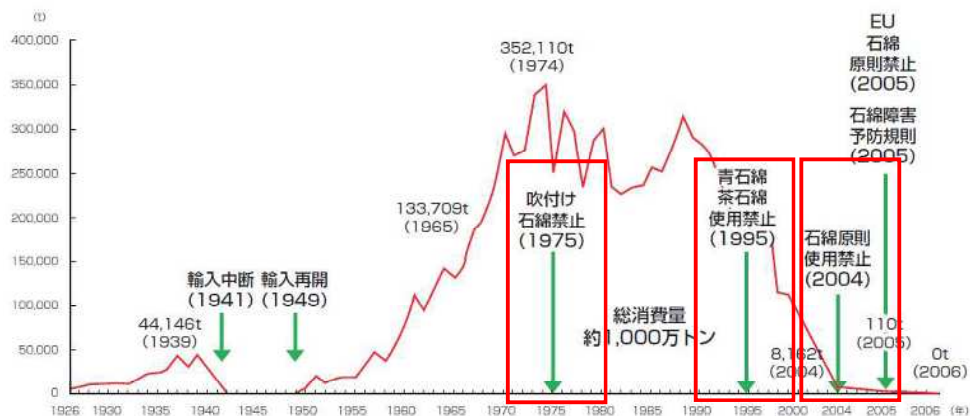
本日の説明内容

1. 石綿障害予防規則について
2. 石綿事前調査結果報告の提出等について
3. まとめ

2

石綿使用建築物の動向と問題点

石綿の輸入量



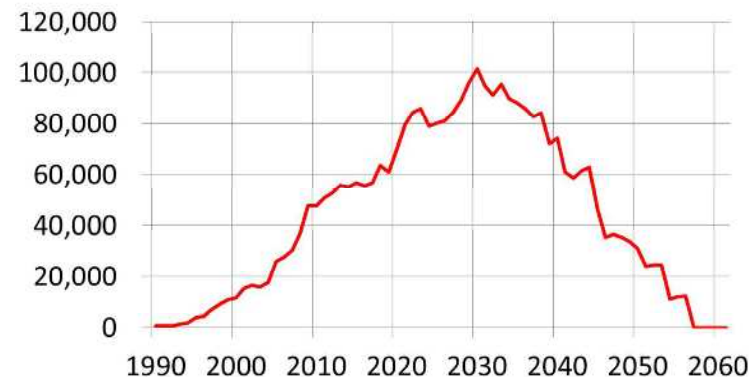
3

出典：独立行政法人環境再生保全機構「石綿と健康被害－石綿による健康被害と救済給付の概要（第5版）－」

石綿使用建築物の動向と問題点

石綿含有民間建築物の解体棟数（推定）

※木造・戸建を除く民間建築物
※レベル1～3すべて含む。
※「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（H20.4.30財務省令第32号）による耐用年数で解体されるものとした推計

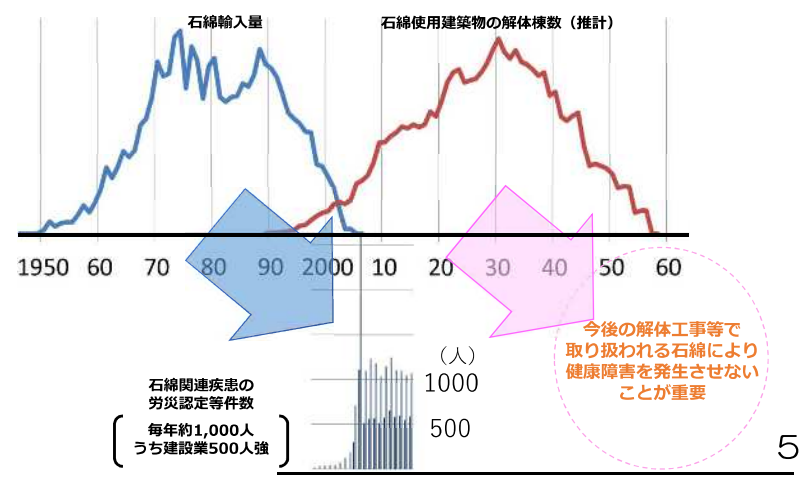


4

出典：社会資本整備審議会建築分科会 アスベスト対策部会（第5回）

石綿使用建築物の動向と問題点

石綿輸入量と石綿使用建築物の解体棟数（推計）、労災認定件数

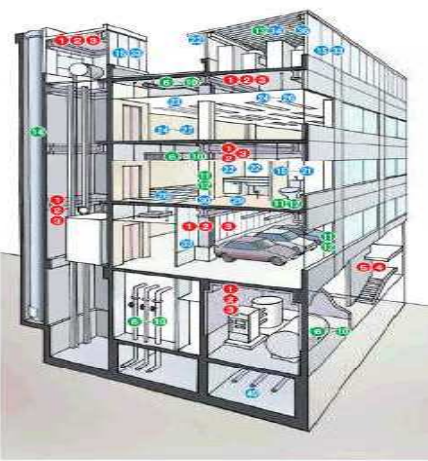


石綿使用建築物の動向と問題点

石綿建材の使用例

<RC・S造>

- 1 吹付け石綿.....P12
- 2 石綿含有吹付けロックウール.....P14
- 3 湿式石綿含有吹付け材.....P15
- 4 石綿含有吹付け.....P16
- 5 パーミキュライトパライト.....P17
- 6 石綿含有吹付けパライト.....P17
- 7 石綿含有けいそう土保護材.....P18
- 8 石綿含有.....P18
- 9 けい酸カルシウム保護材.....P18
- 10 石綿含有.....P18
- 11 パーミキュライト保護材.....P18
- 12 石綿含有パライト保護材.....P18
- 13 石綿保温材.....P18
- 14 石綿含有けい酸カルシウム板第2種.....P20
- 15 石綿含有耐火繊維板.....P21
- 16 屋根用新板石綿断熱材.....P22
- 17 煙突用石綿断熱材.....P23
- 18 石綿含有スレートボード・フレキシブル板.....P24, 40
- 19 石綿含有スレートボード・字板.....P24
- 20 石綿含有スレートボード・敷瓦板.....P24
- 21 石綿含有スレートボード・敷瓦板.....P24
- 22 石綿含有スレートボード・敷瓦板.....P24
- 23 石綿含有スレートボード.....P24
- 24 石綿含有スラッグセッコウ板.....P25
- 25 石綿含有バルブセメント板.....P25

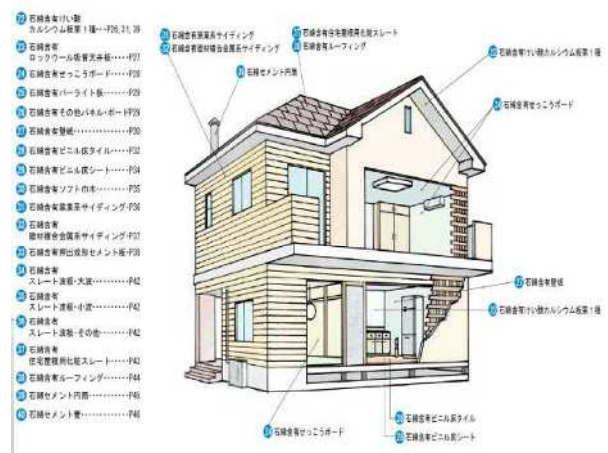


6

石綿使用建築物の動向と問題点

石綿建材の使用例

<戸建て住宅>



7

石綿使用建築物の動向と問題点

石綿建材の使用例

内装材 (壁、天井)

耐火間仕切り

石綿含有壁紙

石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種



〈主な使用部位と用途〉

- 石綿を含有するアスベスト紙に表面化粧をした壁紙で、すべて不燃材料として出荷されていた
- 湿式方式の壁に比べて、修繕、張替えが容易にでき、内装制限が適用されるオフィスビルの廊下、スポーツ施設、商業施設、地下街などを中心に使用されていた。



〈主な使用部位と用途〉

- 耐火間仕切壁として、石膏ボードとの複合材として使用される。

〈特徴〉

- 一見しては分かりにくい
- 防火区画に該当するか否かは図面で確認が必要

8

出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

石綿使用建築物の動向と問題点

石綿建材の使用例

床材

石綿含有ビニル床タイル



床

〈主な使用部位と用途〉

- 事務所、病院、公共施設などの床に多く使用されている
- 住宅の場合は、洗面所や台所の床に使用されている



床

〈主な使用部位と用途〉

- タイルカーペットの下に貼られていた例
- 現地を確認する必要がある

石綿使用建築物の動向と問題点

石綿建材の使用例

外装材（外壁、軒天）

石綿含有窯業系サイディング



外壁

〈主な使用部位と用途〉

- 一般的には、外壁材として用いられる

〈特徴〉

- 防・耐火性能が高い、耐震性、耐久性が高く、壁体内通期がとり易いなどの特徴がある

石綿含有建材複合金属系サイディング



外壁

〈主な使用部位と用途〉

- 一般的には、外壁材として用いられる

〈特徴〉

- 金属製表面材に、断熱性・耐火性に必要な性能を持つ裏打材を併せて成形された乾式工法用壁材であり、一部の製品に石綿が使用されていた

石綿使用建築物の動向と問題点

把握された問題点

川崎市では、レベル3建材に係る届出（条例）のあった全ての工事現場に立入検査を実施しており、平成26～27年度の立入検査の結果、約6割の現場でいわゆるレベル3石綿建材の把握漏れが確認されている。

レベル3建材規制の対象となる解体工事への立入検査件数	1,363件	100.0%
うち レベル3建材に係る届出漏れ	807件	59.2%

石綿使用建築物の動向と問題点

把握された問題点

2016年（平成28年）熊本地震の被災地の解体工事は、石綿の使用量が少ないと言われる石綿木造家屋が中心であるが、石綿のある建築物は約75%にのぼり（右下表）、石綿パトロールの結果、石綿を把握漏れしている事案も散見される（左下表）

個別指導・監督指導件数	うち石綿則3条1項（事前調査）違反件数	石綿パトロール件数	うち石綿有
840	119	885	652 (73.7%)




石綿使用建築物の動向と問題点

把握された問題点

平成27年度の厚労省石綿モニタリング事業では、石綿含有成形板の除去を行った、ある作業場において管理濃度の10倍以上の石綿が検出された。
 レベル3建材であっても、石綿だと認識しないままに破碎や切断等を行い、ばく露防止措置を講じなければ、労働者が高濃度で石綿にばく露する。また、レベル3建材について、石綿の使用を把握していても、作業方法やばく露防止措置が適切で無ければ、労働者が高濃度で石綿にばく露することがある。

出典：アスベスト対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告・飛散・ばく露防止対策を中心として（平成28年5月総務省）等

石綿障害予防規則等の改正事項等

改正以前			改正後 ※下線部分が改正内容		
レベル1 石綿含有吹付け材 	計画届 ※十四日前	事前調査 作業計画 掲示 負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検	レベル1 石綿含有吹付け材	事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存・現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認等 隔離 ※負圧は不要
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	作業届 ※工事開始前	湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育	レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事※1が対象）	作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認等
レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 		健康診断	けい酸カルシウム板1種※2（破碎時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時）		隔離 ※負圧は不要

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿則の主な改正内容

- 計画届の提出範囲の拡大
- 石綿含有仕上げ塗材除去方法の明確化
- 石綿含有成形品（レベル3）に対する措置の強化
- 石綿等の切断等の際、湿潤化できない場合の措置
- 隔離した作業場所の点検等
- 写真等による作業の実施状況の記録
- 作業の記録の項目追加

■ 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください。
 ・ 石綿障害予防規則の概要、解体・改修工事のマニュアルなどの情報を掲載しています。



石綿障害予防規則等の改正事項等

改正ポイント1

工事前に石綿含有の有無を調べる事前調査について

- 建築物の解体・改修・リフォームなどの工事対象となる全ての材料について、石綿含有の有無を設計図書等の文書と目視で調査するとともに、その調査結果の記録を3年間保存することが義務づけられます。
 （令和3年（2021年）4月～）

出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.shiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

石綿障害予防規則等の改正事項等

改正ポイント1

工事前に石綿含有の有無を調べる事前調査について

- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等が行うことが義務づけられます。
(令和5年(2023年)10月～)



17

出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

石綿障害予防規則等の改正事項等

改正ポイント2

工事開始前の労働基準監督署への届出について

- 吹付石綿に加え石綿（アスベスト）が含まれる保温材などの除去等の工事は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務づけられます。（令和3年(2021年)4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出ることが義務づけられます。（令和4年(2022年)4月～）



18

出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

石綿障害予防規則等の改正事項等

改正ポイント3

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事について

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務づけられます。（令和3年(2021年)4月～）



19

出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

石綿障害予防規則等の改正事項等

改正ポイント4

石綿含有成形板等・仕上塗材の除去工事について

- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務となります。
(令和2年(2020年)10月～)



20

出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

石綿障害予防規則等の改正事項等

改正ポイント4

石綿含有成形板等・仕上塗材の除去工事について

- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務づけられます。
(令和2年(2020年)10月～)
- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務づけられます。
(令和3年(2021年)4月～)

21

出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

「石綿含有仕上げ塗材」除去方法の明確化

(石綿則第6条の3)

令和3年4月1日施行

「石綿含有仕上げ塗材」とは



セメント、合成樹脂等の結合材、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内外の壁又は天井を、吹付け、ローラー塗り、こて塗り等によって立体的な造形性を持つ模様仕上げる材料としてJIS A 6909に定められている建築用仕上塗材のうち、石綿等が使用されているものをいいます。

- 石綿含有仕上げ塗材を、電動工具（ディスクグラインダー、ディスクサンダー）で除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、常時湿潤な状態に保って作業をすることが必要となりました。
(隔離場所を負圧に保つ必要はありません。)
- 常時湿潤な状態に保つ措置には、剥離剤を使用する方法が含まれます。
- 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等の場合は、作業場所の隔離は不要です。

22

石綿等の切断等の際、湿潤化できない場合の措置

(石綿則第13条)

令和3年4月1日施行

- 次の作業を労働者に行わせるときは、石綿等を湿潤化することが必要です。
- 湿潤化が著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿等の粉じんの発散防止措置を講ずるよう努めることが必要です。

<湿潤化が必要な作業・要約>

1. 石綿等の切断等の作業
2. 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
3. 粉状の石綿等を、容器に入れる作業、容器から取り出す作業、混合する作業
4. 石綿等の切断等の作業等で発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

<著しく困難なとき・要約>

- 湿潤化することで石綿等の有用性が著しく損なわれるとき
 - 掃除作業で、湿潤化するとかえって掃除が困難になるとき
 - 吹付け石綿等の囲い込みで、湿潤化するとかえって粉じんが発散するとき
- 従来は、著しく困難なときは湿潤化を行えなくてもやむを得ないとしていましたが、今回の改正で湿潤化に代わる措置を講ずるよう努めることとされました。
→ 除じん性能付き電動工具の使用、作業場所を隔離するなど

23

「石綿含有成形品（レベル3）」に対する措置の強化

(石綿則第6条の2、告示279号)

令和2年10月1日施行



けい酸カルシウム板第1種
高比重。内装ボード、天井材などに使用。

レベル3



【参考】けい酸カルシウム板第2種
低比重。鉄骨の耐火被覆などに使用。

レベル2

- やむを得ずけい酸カルシウム板第1種の切断・破砕等をするときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、常時湿潤な状態に保って作業をすることが必要となりました。(隔離場所を負圧に保つ必要はありません。)
- 常時湿潤な状態に保つ措置として、除去作業前に表面に散水するだけでは不十分とされます。切断面等へ散水しながら作業を行うなどの方法が必要です。

24

「石綿含有成形品（レベル3）」に対する措置の強化
(石綿則第6条の2、告示279号)

令和2年10月1日施行



- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、**切断・破碎等以外の方法により行うことが必要**となりました。（技術上困難な場合は除きます）

■ 切断等以外の方法

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外す等

■ 技術上困難なとき

- 材料が下地材等と接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合
- 材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合

25

隔離した作業場所の点検等（石綿則第6条）

令和3年4月1日施行

- 吹き付け石綿除去等のために隔離した作業場所について必要な点検等が、下記のとおり強化されました。

	改正以前	改正後
集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無の点検	● 作業開始後速やかに	● 作業開始後速やかに ● 集じん・排気装置の設置場所変更など、何らかの変更を加えたとき
前室が負圧に保たれているかの点検	● その日の作業開始前	● その日の作業開始前 ● 作業を中断したとき 複数日に亘る作業の場合、各作業日の作業終了後も「中断」に当たります。（最終日は除きます。）
隔離を解くときの措置	● 除去した部分を湿潤化した後で	● 除去した部分を湿潤化し、 次の者が除去完了を確認した後で ● 当該除去作業の石綿作業主任者 ● 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

26

石綿障害予防規則等の改正事項等

改正ポイント5

写真等による作業の実施状況の記録について

- 石綿（アスベスト）が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務づけられます。（令和3年（2021年）4月～）



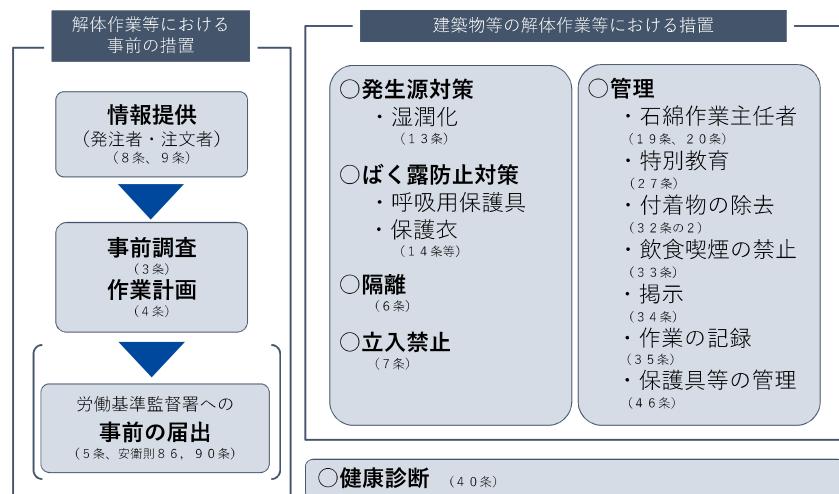
27

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日



28

石綿障害予防規則に基づく実施事項



29

石綿障害予防規則に基づく実施事項

規制対象となる工事について

- 石綿等の封じ込め・囲い込み
- 建築物等の解体工事等
- 建築物等の模様替及び修繕（戸建て住宅やアパート・マンション占有部分のリフォームも含む）
- 建築物等の改修及び修繕にかかる建築設備工事

建築設備とは、具体的には次のようなものが含まれます。

電気設備

受変電、予備電源、幹線、照明器具、警報設備、避雷針など

給水、排水、その他の配管設備

給水、給湯、排水通気、衛生器具、グリーントラップ、給水タンク、状水槽、ガス、消化

換気・空気調和設備

暖房、冷房、換気、冷却塔

防災設備

排煙、自火報、非常用照明、スプリンクラー、消火栓など

昇降機

30

出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

石綿障害予防規則に基づく実施事項

事前調査

- 解体・改修工事を行う際には、その規模の大小にかかわらず工事前に解体・改修作業に係る部分の**全ての**材料について、石綿含有の有無の事前調査を行う必要があります。
- 事前調査は、設計図書等の文書による調査（設計図書等の文書が存在しないときを除きます）と、目視による調査の両方が必要となります。

31

出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

石綿障害予防規則に基づく実施事項

事前調査

- 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者などの一定の要件（※）を満たす人が行う必要があります（令和5年（2023年）10月から）。

【建築物石綿含有建材調査者などの一定の要件】

- ①建築物石綿含有建材調査者講習の修了者
 - 特定建築物石綿含有建材調査者
 - 一般建築物石綿含有建材調査者
 - 一戸建て等石綿含有建材調査者（※一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る）
- ②令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

- 事前調査の結果の記録を作成して3年間保存するとともに、作業場所に備え付け、概要を労働者に見やすい箇所に掲示する必要があります。

32

出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

石綿障害予防規則に基づく実施事項

事前調査

- 一定規模（解体工事の場合は解体部分の延べ床面積80㎡、改修工事の場合は請負金額が100万円）以上の解体工事の場合、事前調査の結果を労働基準監督署に電子システムで報告する必要があります（令和4年（2022年）4月から）。

石綿障害予防規則に基づく実施事項

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている吹き付け材や保温材等の除去工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが必要です。

計画届の対象工事（石綿関係を抜粋）

- ①建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。）の除去、封じ込め、又は囲い込みの作業を行う仕事
- ②建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る）に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

- 石綿含有の有無の事前調査結果について、所轄労働基準監督署に電子システムにより報告する必要があります（令和4年（2022年）4月以降に着工する工事から対象となります）。

複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が協力会社に関する内容も含めて、所轄労働基準監督署に電子システムにより報告する必要があります。

計画届の提出範囲の拡大（安衛則90条、石綿則5条）

令和3年4月1日施行

- 建設業等で次の仕事を開始しようとするときは、**工事開始の14日前までに、所轄労働基準監督署長に計画届を提出することが必要です。**

- 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。次号において同じ。）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

改正以前	建築物、工作物、船舶	うち耐火・準耐火建築物
吹き付け石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付け石綿等の封じ込め・囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め・囲い込み	作業届	作業届



改正後	建築物、工作物、船舶	うち耐火・準耐火建築物
吹き付け石綿等の除去（石綿含有仕上げ塗材を除く）	計画届	計画届
吹き付け石綿等の封じ込め・囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め・囲い込み	計画届	計画届

- 改正により従来の作業届の提出は基本的に不要となります。建設業・土石採取業以外の業種の場合は、計画届でなく作業届の提出が必要です。

石綿障害予防規則に基づく実施事項

労働者に対するばく露防止措置

解体・改修作業に従事する労働者に対する石綿ばく露を防止するため、各種の措置が必要となります。

- 石綿等を切断等する際の湿潤化
- 呼吸用保護具・保護衣等の使用

石綿障害予防規則に基づく実施事項

労働者に対するばく露防止措置

- レベル1、2建材の除去等を行う際の負圧隔離

37

出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

石綿障害予防規則に基づく実施事項

労働者に対するばく露防止措置

- 石綿作業主任者の選任
- 労働者への特別教育

38

出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

石綿障害予防規則に基づく実施事項

石綿除去後の取り残しの確認

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります。

取り残し確認を行う者

- 建築物石綿含有建材調査者（建築物にかかる除去作業に限る。）
- 当該除去作業に係る石綿作業主任者

39

出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

石綿障害予防規則に基づく実施事項

作業の記録・保存

- 事前調査結果の掲示や石綿除去作業中の状況などを写真や動画により記録し、3年間保存
- 労働者ごとに、石綿の取扱い作業に従事した期間、従事した作業の内容、保護具の使用状況などを記録し、40年間保存する必要があります。

上記以外にも、法令に基づく措置を行う必要があります。

40

出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

- 石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、作業終了日から**3年間**、次の記録を**保存**することが必要となりました。

第4条第1項・作業計画に従って作業を行わせたことの記録

写真その他、実施状況を確認できる記録

- 撮影場所、撮影日時等が特定できる記録にすること。
- 動画により記録する方法も可。

+

<記録する事項・要約>

- **解体等作業**に従事した**労働者の氏名**、**解体等作業従事期間**
- **周辺作業**に従事した**労働者の氏名**、**周辺作業従事期間**

- 記録作成のため必要な場合には、**記録の作成者**や**発注者の労働者**に、適切な呼吸用保護具と作業衣を着用させて、隔離された**作業場所に立ち入らせることができます。**

- 石綿粉じんを発散する場所で常時作業に従事する労働者については、1ヵ月を超えない期間ごとに作業の記録を作成し、これを作業を離れた日から**40年間保存**することとされています。その際の記録すべき項目に、事前調査・分析調査の結果の概要、上記(6)の記録の概要、保護具等の使用状況等が追加されました。

<作業の記録の項目・要約>

- 労働者の氏名
- 石綿取扱い作業等の従事者について
従事した作業の概要
作業に従事した期間
事前調査・分析調査の結果の概要
作業の実施状況の写真等による記録の概要 (35条の2第1項関係)
- 周辺作業の従事者について
周辺作業従事者が行った作業の概要
周辺作業従事者が作業に従事した期間
事前調査・分析調査の結果の概要
作業の実施状況の写真等による記録の概要 (35条の2第1項関係)
保護具等の使用状況
- 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要、事業者が講じた応急の措置の概要

事前調査の強化

◆ 従前からの規制事項

- **事前調査の必要な範囲の拡大**
- **事前調査の方法の改正**
- **記録の作成・保存・掲示等**
- **事前調査の結果等の報告**
(令和4年4月1日着工の工事から)

◆ 令和5年10月から規制事項

- **事前調査等を行う者の要件**
(令和5年10月1日施行)

建築物

- ・ 全ての建築物。
- ・ 建築物に設ける建築設備を含む。
ガス・電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙、汚水処理の設備等

工作物

- ・ 建築物以外で土地、建築物、工作物に設置されている(いた)もの全て。
- ・ 煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等
- ・ 建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等
- ・ 製造・発電等に関連する反応槽、貯蔵

船舶

- ・ 船体の主たる構造材が鋼製のもの

解体等の作業

- ・ 解体の作業
- ・ 改修の作業

封じ込め
囲い込み
を含む

を行うときは、あらかじめ解体等対象建築物等について**石綿等の使用の有無を調査**することが必要です。

- 「工作物」の範囲が、建築物内の設備にまで拡げられました。(下線部)。
- 「改修」の範囲が拡げられ、原則すべての改修工事が対象となりました。(詳細は次のスライド)

事前調査の必要な範囲の拡大（石綿則第3条①）

令和3年4月1日施行

小規模な「改修」も対象に

- 従来は『「改修」とは、建材を全面的に取り替える等の作業をいい、小規模な作業を含むものではないこと。』としていました。
- しかし今回、事前調査を行う必要がない作業は、下記のように、ごく限られた場合のみと通達されました。

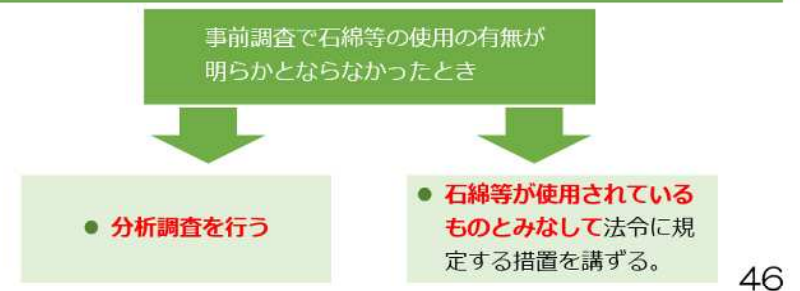
● 解体等の作業に該当せず事前調査を行う必要がない作業（要約）

- ア 石綿等が含まれていないことが明らかなもの
【木材、金属、石、ガラス等のみの構成物、土、電線等】であって
・ 手作業や電動ドライバー等で容易に取り外せる
・ ボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去・取り外しが可能 など
除去等の際に周囲の材料を損傷させざるおそれのない作業
- イ 釘打ち固定、刺さっている釘を抜く等の、極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業（電動工具等で、石綿含有の可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、事前調査必要）
- ウ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る等、現存する材料等の除去を行わない作業
- エ 国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁の確認・調査により、石綿が使用されていないことが確認された工作物、船舶等の解体等
- 45
(令和2年8月4日・基発0804第8号 詳細は、通達本文を確認して下さい。)

事前調査の方法の改正（石綿則第3条②、⑤、⑨）

令和3年4月1日施行

- 事前調査は、**全ての材料について**、次に掲げる方法により行うことが必要です。
 - 設計図書等の文書を確認する方法
 - 目視により確認する方法
- 構造上目視により確認することが困難な材料は**目視が可能となった**ときに事前調査を行うことが必要です。



事前調査を目視等によらなくてよい場合 (石綿則第3条③)

令和3年4月1日施行

事前調査方法
原則

設計図書等の文書を確認する方法
目視により確認する方法

- 以下の場合等で要件に該当するときは、**所定の文書等を確認する方法**によることができます。

- 過去に事前調査に相当する調査が行われている場合
- 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律に基づく「有害物質一覧表確認証書」等の交付を受けた船舶
- 着工日が平成18年9月1日以降である建築物、船舶、施設等

- 三 建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶（日本国内で製造されたものに限る。）の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日（第五項第四号において「着工日等」という。）が平成18年9月1日以降である解体等対象建築物等（次号から第八号までに該当するものを除く。）当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法
- 四 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された非鉄金属製建築用の用いる施設の設備（配管を含む。以下この項において同じ。）であって、平成19年10月1日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及びガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 五 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された鉄鋼製の用いる施設の設備であって、平成21年4月1日以降にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 六 平成18年9月1日以降に製造工事が開始された潜水艇であって、平成21年4月1日以降にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの 当該製造工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 七 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された化学工業用の供する施設（次号において「化学工業施設」という。）の設備であって、平成23年3月1日以降にその接合部分にグランドパッキンが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該グランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 八 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であって、平成24年3月1日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

47

記録の作成・保存（石綿則第3条⑦）

令和3年4月1日施行

- 事前調査・分析調査を行ったときは、所定の事項の記録を作成し**調査終了日から3年間保存**することが必要です。

<記録する事項・要約>

- 事業者の名称、住所及び電話番号
- 作業場所の住所・工事名称・工事概要
- 調査終了日
- 調査対象の建築物・工作物・船舶の着工日等
- 調査対象の建築物・工作物・船舶の構造
- 事前調査を行った部分（含・分析試料を採取した場所）
- 事前調査の方法（含・分析調査の方法）
- 調査部分ごとの石綿等の使用の有無、石綿等含有とみなした場合はその旨、石綿等が使用されていないと判断した場合はその根拠
- 建築物に係る事前調査を行った者の氏名、資格を証する書面（分析調査を行った者の氏名、資格を証する書面）
- 目視確認が困難な材料の有無及び場所

48

① すべての解体等作業場

次の事項を**労働者が見やすい箇所に掲示**することが必要です。

<掲示する事項・要約>

- ・ 調査終了日
- ・ 事前調査を行った部分（含・分析試料を採取した場所）の概要
- ・ 調査部分ごとの石綿等の使用の有無、石綿等含有とみなした場合はその旨、石綿等が使用されていないと判断した場合はその根拠の概要

② 石綿等が使用されている解体等作業場

上記の掲示 + **事前調査の記録の写しの備え付け**

- 原則すべての解体・改修工事
- 規模や請負金額にかかわらず**小規模なものも**

● 「事前調査」必要

- ・ 調査方法は原則、**設計図書+目視**
- ・ 2023年10月からは**資格要件あり**

● 「記録の作成と3年間保存」必要

- ・ **石綿含有の有無に関わらず**

● 作業場に「記録の掲示等」必要

- ・ **石綿含有の有無に関わらず**
- ・ 石綿含有の場合は、事前調査の記録の写しも備え付け

● 一定規模の解体・改修工事

● 「事前調査結果報告」必要

- ・ 原則、電子システムで

解体等の作業に該当せず
事前調査を行う必要がない作業

- 材料を損傷させない
 - 釘の抜き打ちだけ
 - 塗装の重ね塗りだけ
- など限られた場合

事前調査

建築物、工作物、船舶の解体・改修作業を行うときは、原則全ての工事で、石綿等の有無の調査（事前調査）を行うことが必要。
（工事の規模や請負金額に関わりなく必要です。）

事前調査結果の報告

次の工事を行おうとするときは、あらかじめ電子システムにより、事前調査結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告することが必要です。



- 石綿等の使用の有無に関わらず**報告が必要**です。
- 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、**元請事業者**が報告義務を負います。
- **石綿事前調査結果報告システム**を使用すれば、労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。
- システムの利用には**GビズID**が必要です。



	対象	調査に必要な資格等
建築物	・ 建築物の解体等の作業（一戸建て住宅等を除く）	・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査時点でも引き続き登録されている者
	・ 一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部の解体等の作業	・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
工作物 令和8年1月1日から必要	・ 特定工作物（①～⑤、⑦～⑩）の解体等の作業	・ 工作物石綿事前調査者
	・ 特定工作物（⑥、⑪～⑫）の解体等の作業 ・ 特定工作物以外の工作物で、石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業	・ 工作物石綿事前調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査時点でも引き続き登録されている者
船舶	・ 鋼製の船舶の解体等の作業	・ 船舶石綿含有資材調査を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し修了審査に合格した者 ・ 上記と同等以上の知識を有すると認められる者
特定工作物	① 反応槽、② 加熱炉、③ ボイラー、圧力容器	⑪ 送電設備（ケーブルを含む）
	④ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）	⑫ トンネルの天井板
	⑤ 焼却設備	⑬ プラットホームの上家
	⑥ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）	⑭ 遮音壁
	⑦ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）	⑮ 軽量盛土保護パネル
	⑧ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）	⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
	⑨ 変電設備、⑩ 配電設備	⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く） 令和5年10月1日から適用

- **分析調査**は、次の者に行わせることが必要です。
 - ・厚生労働大臣が定める**分析調査講習**を受講し、修了考査に合格した者
 - ・(公社)日本作業環境測定協会の「**石綿分析技術の評価事業**」でAランク、Bランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
 - ・(一社)日本環境測定分析協会の「**アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析IHA®-コース）修了者**」
 - ・(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「**建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者**」
 - ・(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「**アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター**」
 - ・(一社)日本繊維状物質研究協会の「**石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業**」により認定される「**建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術**」の合格者

事前調査者講習を行っている機関

機関名	講義の区分	郵便番号	所在地	電話番号
一般社団法人 日本石綿講習センター	特定建築物 一般建築物 一戸建て等	052-0932	札幌市豊平区平岸2条13丁目3-14-511号	011-876-9429
公益社団法人 北海道労働基準連合会	一般建築物 一戸建て等	090-0807	札幌市中央区北7条西2丁目6 27山原ビル202	011-747-6181
建設業労働災害防止協会 北海道支部	一般建築物 一戸建て等	050-0004	札幌市中央区北4条西4丁目1番地 札幌国際ビル3階	011-261-6187
一般社団法人環境総合研究所	一般建築物	090-0007	札幌市中央区北7条西15丁目1番3号 川口ビル	011-556-4327

分析調査講習を行っている機関

一般社団法人 日本繊維状物質研究協会
(神奈川県厚木市三田2-10-10)



石綿障害予防規則に基づく実施事項

石綿事前調査結果報告システム

- 建築物や工作物の解体・改修工事を行う際には、法令に基づき、石綿含有の有無の事前調査を実施する必要があります。
- 一定以上の建築物・工作物の場合、労働基準監督署、および自治体に自選調査結果の報告を行う義務が事業者（元方/元請事業者）に課せられます。報告対象となる工事は次のとおりです。

石綿障害予防規則に基づく実施事項

石綿事前調査結果報告システム

※石綿の有無によらず以下のいずれかに該当する場合には報告が必要です。

- ① 解体部分の述べ床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※ 事前調査そのものは、上記の規模によらず実施する必要があります。

※ 建築物の改修工事には、模様替え、修繕のほか、建築設備（ガス・電気の供給、給水、排水、換気、冷暖房、排煙、汚水処理のための設備等を含みます）の設置・修理・撤去等を行う場合が含まれます。

※ 工作物の改修工事には、定期修理が含まれます。

石綿障害予防規則に基づく実施事項



石綿障害予防規則に基づく実施事項



出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

57

石綿障害予防規則に基づく実施事項



出典：石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-reform-agency/>

58

石綿対策について(まとめ)

- ① 石綿関連疾患は、ばく露があつてから相当長い年月の後に遅発的に現れることがあります。石綿則に基づき労働者等のばく露防止対策を確実に実施してください。
- ② 石綿事前調査の実施が強化されております。石綿が含有しているのか、していないのか石綿が含有していると見なすのか、原則、すべての材料について石綿事前調査を実施してください。
- ③ 石綿事前調査結果報告システムには正しい情報を入力してください。未入力や誤記は確実に修正してください。

59